

「富山で先生になろう」応援事業運営業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「富山で先生になろう」応援事業運営業務

2 委託業務の目的

県外に進学した大学生や県外で教員をしている県出身者等を対象として、富山県で教員をする魅力や生活面でのメリットをアピールするセミナーを開催するとともに、教員養成講座を開設し教員に必要なスキルの取得をサポートするほか、教員を目指すモチベーションを高く保つことにより、教員採用検査志願者の総数及び質の確保を図る。

3 委託業務の内容

(1)「教職員UIJターンセミナー」の開催

① 開催回数

- ・ 3回（東京・京都・名古屋 各1回）

② 開催時期

- ・ 東京 12月下旬、京都・名古屋 1月中旬

③ 開催日時

- ・ 原則として土曜・日曜・祝日

④ 対象者

- ・ 富山県出身の県外大学生
- ・ 富山県出身の県外現役教員
- ・ その他本県へのUIJターンに興味のある方
- ・ 各回 50名程度の参加を想定

⑤ 内 容

ア 講演（60分）

- ・ 教員のやりがいや良さについてリレー発表（講師：若手教員3名（小中高各1名））
若手教員の日頃の学校生活を画像や映像で紹介しながら、やりがい、休暇、給与などを紹介
- ・ 教員採用検査に関する説明（講師：教職員課）
採用検査の概要や傾向と対策などの情報を紹介
- ・ 富山での生活面でのメリットをアピール（講師：くらししごと支援センター相談員）
物価、利便性、安全・安心等について本県への移住者の体験談も含め紹介

イ 若手教員（採用2～5年程度）による座談会（60分）

- 講演終了後、参加者からの質問に答える形式で
- ・ 子どもとの感動秘話など、これまでの実績を交えて具体的な教員の良さを紹介
- ・ 初任者研修や英語専科教員など、他県に比べ本県の積極的な取組みを挙げながら、富山県で教員をしてよかったことを紹介
- ・ 教員採用検査（筆記検査、集団討論、個人面接、模擬授業）にあたっての経験に基づく

アドバイス

ウ 個別相談会（60分）

- ・小、中、高、特支の校種毎に相談ブースを設け、参加者が抱える教員になることへの不安や、教員になるために現在取り組むべきことなどに関する悩みに対して、若手教員が個別にアドバイス
- ・教員採用検査に向けた勉強法などに対する具体的なアドバイス

⑥ 備 考

- ・富山県での生活面でのメリットや魅力、実際の富山県教員のライフスタイルやU I Jターンした教員のコメント等を盛り込みこれからU I Jターンする人の目線に立った冊子（20 ページ、300 部程度）を作成し、当日参加者に配布すること。
- ・会場の設営や司会進行等に工夫をし、参加者が発言しやすいポジティブな雰囲気を作ること。

（2）教員養成講座「TOYAMAていーちやーず' カレッジ」の開設

ア 開催回数

- ・原則として10回

※コロナ影響等により参集型の講座が開催できない場合は、オンライン等での講座を行う等工夫する。

イ 開催時期

- ・令和6年6月～令和7年2月（各月1回程度）

ウ 対象者

- ・教員採用検査を受検予定の者（県内外の大学1～3年、大学院1年及び臨任講師）

エ 内 容

- ・富山県に住み、働く魅力や県内産業・企業の魅力、本県の将来性・優位性等の紹介、Uターン就職活動の進め方や県（Uターン促進）施策・事業の紹介、親としてのサポート方法など

オ 備 考

- ・富山県で教員をする魅力ややりがい、実際の富山県教員のライフスタイルや教員のコメント等を盛り込んだ県内定着視点での冊子（20 ページ、600 部程度）を作成し、当日参加者に配布すること。
- ・外部講師および会場の選定にあたっては県と協議のうえ決定すること。その旅費・謝金等については委託費から支出すること。

（3）共通事項

① 本事業を開催するために必要な会場の借り上げ、会場設営、運営スタッフの手配、当日受付、問い合わせ窓口、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。

② 集客にあたっては、次のとおりとすること。

ア 開催案内チラシを作成すること。HP への誘導等工夫を凝らすこと。

イ 次第、教材、アンケート等必要な資料について内容を県と協議のうえ作成・印刷し、

当日、参加者に配布すること。

ウ アンケートの回収後、集計・分析結果、開催記録（写真）、考察及び参加者の連絡先（翌年度にUターン就職率を調査するために使用するもの）等を県に報告すること。

エ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

（４）効果的な広報の実施

上記（１）～（２）の事業について、各事業記載の集客方法に加え、より効果的な広報の手法を提案し、県と協議のうえ実施すること。

（例）

- ・ ツイッター、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービスを活用した情報拡散の方法を用いた広報・周知
- ・ 申込者等個人のネットワークを活用し、知人・友人等へ開催案内等の情報が拡散されるような仕組み等により参加者の掘り起こしにつながる取組みを行う
- ・ 各県外大学のキャリアセンターと連携し、学生への情報周知を行う等、上記に限らず、効果的な提案を行うこと。

4 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

5 その他

（１）この事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。

（２）仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

（３）事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

（４）本事業の実施に伴い、取得した個人情報の本事業以外で利用しないこと。

（５）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（６）この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。

（７）3（１）～（４）に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。